

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の皆様へ

「感染防止対策事業所リフォーム事業費補助金」

制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者が、衛生環境改善などの感染防止対策として行う店舗などのリフォームの経費を補助します。

給付内容 ※宮古市が独自で行う取り組みです。

対象者	宮古市内に来店型店舗を経営する中小企業者または個人事業者で、小売業、飲食業、生活関連サービス業などを営む方 (本事業の対象となる事業者の業種は、裏面の一覧を確認願います。)
対象経費	市内施工業者によるリフォームで、 20万円以上(税込) の工事 ※消耗品・備品の購入は対象外
補助率	対象経費の 2/3 ※上限 50万円 、1店舗1回限り
申請受付	期日 令和3年4月19日(月)から令和3年 6月30日(水) まで 時間 午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く) 場所 宮古市役所3階 建築住宅課
事業実施期間	令和3年 9月30日(木) まで(リフォーム工事の完成期限)

申請に必要なもの

- ① 申請書(様式第1号)、法人代表者・事業者の印
- ② 事業計画書(様式第2号)
※申請書・事業計画書は市建築住宅課、市産業支援センターで配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。
- ③ 対象事業の明細がわかるもの
例:見積書、工事明細書、契約書の写し等
- ④ 現状写真及び対象工事の計画図面(施工箇所が分かるもの)
- ⑤ 事業(営業)を行っていることが確認できる書類
例:法人の登記事項証明書、確定申告書、営業許可証等の写し
- ⑥ 店舗等の建物が申請者所有の場合 登記事項証明書(建物)
- ⑦ 賃貸物件の場合 店舗等建物の所有者の承諾書及び賃貸借契約書等の写し
※市内施工業者による、申請手続きの代理も可能です。

問い合わせ

宮古市都市整備部 建築住宅課	(市役所3階)	電話: 0193-68-9107
宮古市産業振興部 産業支援センター	(市役所2階)	電話: 0193-68-9067

【感染防止対策事業所リフォーム事業費補助金事業】

【対象業種 一覧表】

業種	日本標準産業分類における大分類	日本標準産業分類における中分類
飲食業	M（宿泊業、飲食サービス業）	7 6 飲食店 7 7 持ち帰り・配達飲食サービス業
小売業	I（卸売業、小売業）	5 6 各種商品小売業 5 7 織物・衣服・身の回り品小売業 5 8 飲食料品小売業 5 9 機械器具小売業 6 0 その他の小売業
サービス業	K（不動産業、物品賃貸業）	6 9 不動産賃貸業・管理業 7 0 物品賃貸業
	L（学術研究、専門・技術サービス業）	7 1 学術・開発研究機関 7 2 専門サービス業（他に分類されないもの） 7 3 広告業 7 4 技術サービス業（他に分類されないもの）
	M（宿泊業、飲食サービス業）	7 5 宿泊業
	N（生活関連サービス業、娯楽業）	7 8 洗濯・理容・美容・浴場業 7 9 その他の生活関連サービス業 8 0 娯楽業
	O（教育、学習支援業）	8 2 その他の教育、学習支援業
	P（医療、福祉）	8 3 医療業のうち小分類 8 3 5 療術業
	R（サービス業（他に分類されないもの））	8 8 廃棄物処理業 8 9 自動車整備業 9 0 機械等修理業 9 1 職業紹介・労働者派遣業 9 2 その他の事業サービス業 9 5 その他のサービス業
運輸業	H（運輸業、郵便業）	4 2 鉄道業のうち細分類 4 2 1 1 普通鉄道業 4 3 道路旅客運送業のうち 小分類 4 3 1 一般乗合旅客自動車運送業 小分類 4 3 2 一般乗合旅客自動車運送業 小分類 4 3 3 一般乗合旅客自動車運送業

※総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定）」に基づく分類

【対象・対象外の工事】

○対象の工事

新型コロナウイルス感染症対策として行う店舗等の内装工事、衛生設備工事、その他設備工事、空調設備工事（詳しくは、お問い合わせください）

×対象外の工事

門・塀等の外構工事、消耗品・備品など取り外し可能な製品の購入、リフォーム前後で機能を同水準とする設備の更新